

○補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び
補助事業等により取得した財産の処分制限期間（抄）

（昭和60年3月5日文部省告示第28号）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号並びに第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和43年2月8日文部省告示第8号（補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間）は、廃止する。

（処分を制限する財産）

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「令」という。）第13条第4号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち機械及び重要な器具で、取得価格が1個又は1組50万円以上のものとする。
- 2 令第13条第5号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（令第13条第1号から第4号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で、取得価格が1個又は1組50万円以上のものとする。

（処分制限期間）

- 3 令第14条第1項第2号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の 名 称	処分を制限する財産の名称等		処分 制限 期間 (年)
	施設設 備等の 分類	財産の名称・構造等	
へき地児童 生徒援助費 等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	65 60
日本学校健 康会補助金		れんが造・石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	35 45
小中学校児 童生徒健康 増進特別事 業費等補助 金		金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。) 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	60 45 32 40
学校給食設 備整備費補 助金		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のもの に限る。) 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	45 40
学校給食施 設整備費補 助金		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のもの に限る。) 寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	28 35
学校給食用 物資流通合 理化促進費 補助金		金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。) 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	30 20 26
私立学校施 設整備費補 助金		木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	24 20 15 18
公立学校施 設整備費補 助金		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む。)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	26 24 12 16
		電気設備(照明設備を含む。) 蓄電池電源設備 その他のもの	6 15

		給排水又は衛生設備及びガス設備	15
		冷房・暖房・通風又はボイラー設備	
		冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
		昇降機設備	
		エレベーター	17
		消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12
		アーケード又は日よけ設備	
		主として金属製のもの	15
		可動間仕切り	15
		前掲のもの以外のもの	
		主として金属製のもの	18
		その他のもの	10
	構築物	汚水処理用のもの	
		槽・塔・水路・貯水池その他のもの	
		鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造又は石造のもの	30
		コンクリート造・金属造又は土造のもの	15
	車両及び運搬具	木造又は合成樹脂造のもの	10
		緑化施設及び庭園	20
		特殊自動車	
		モータースイーパー	4
	器具及び備品	し尿車	3
		その他のもの	4
		運送事業用のもの	
		小型車	
		積載量2トン以下のもの	3
		その他のもの	4
		家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	
		事務机・事務椅子及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		児童用机及びいす	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		時計・試験機器及び測定機器	
		時計	10
		度量衡器	5
		試験又は測定機器	5
		看板及び広告器具	
		看板	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの	5
機械及び装置		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		蓄電池電源設備	6
		給食用設備	9
		内燃機関・ボイラー及びポンプ	8